

平成25年12月12日

報道関係者 各位

起業支援型雇用創造事業（島原地域ブランド確立事業）の第2回募集について

この度、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業（起業支援型雇用創造事業）を活用した「島原地域ブランド確立事業」の第2回募集をいたします。
つきましては、募集内容について下記のとおりお知らせします。

記

- 1 事業名 島原地域ブランド確立事業
- 2 募集期間 平成25年12月11日（水）～平成26年1月14日（火）
- 3 事業テーマ 市内の農畜水産物を活用し、「島原ブランド」の確立に寄与できる事業
- 4 対象者 起業後10年以内の民間企業等
※詳細は「募集要項」をご覧ください。



有明海にひらく湧水あふれる
火山と歴史の田園都市 島原

担当：産業政策グループ
商工振興班 溝田
電話：0957-68-1111（内線571）
E-mail：sangyo@city.shimabara.lg.jp

起業支援型雇用創造事業 (島原地域ブランド確立事業)

【第2回募集要項】

○募集期間 平成25年12月11日(水)～平成26年1月14日(火)

○応募書類の提出先

島原市産業振興部 産業政策グループ 商工振興班

〒859-1492 島原市有明町大三東戊1327

TEL 0957-68-1111

FAX 0957-68-1232

○応募書類の提出方法

郵送又は持参

※ファックス又は電子メールでの応募は受け付けて
おりません。

○募集要項は、下記ホームページからダウンロードすることも可能です。

島原市ホームページ

<http://www.city.shimabara.lg.jp/> ⇒くらしの情報 ⇒産業・労働

平成25年12月

島原市産業振興部産業政策グループ

「起業支援型雇用創造事業」は、雇用の創出を目的として、国が新たに創設した制度です。島原市ではこの制度を活用して、「島原地域ブランド確立事業」（委託事業）を実施するため、その委託先を選定するための企画提案を募集します。

1 事業の目的

本市では、「島原市市勢振興計画」において「地域ブランドの確立」を掲げており、地場製品の知名度向上、販路拡大、新商品開発の3つを大きな柱として地元製品のブランド化に努めています。

本事業は、県内トップクラスの生産高を誇る農畜水産物を活用し、新たな付加価値を持った「島原ブランド」の確立を図ることを目的としています。

2 募集事業の内容

市内の企業等が雇用創出に向けて、新規分野の進出や事業拡大等のために、失業者を新たに雇用し、委託事業終了後も事業・雇用の継続が見込まれる事業であること。

(1) 事業のテーマ

市内の農畜水産物を活用し、「島原ブランド」の確立に寄与できる事業

(2) 事業の要件

次の要件を全て満たす必要があります。

- ① 上記(1)を満たす事業内容であり、新規分野での事業展開、または既存事業の場合は、拡大を図る事業であること。
- ② 委託終了後も事業を継続するとともに、雇用者も継続雇用できる見込みのある事業であること。
- ③ 市が委託するにふさわしい事業であること。
- ④ 委託事業に係る経費のうち、新規雇用失業者の人件費割合が2分の1以上であること。
- ⑤ 新規に雇用する失業者は、ハローワークにおいて募集すること。
- ⑥ 建設・土木事業でないこと。

3 応募資格

次の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 民間企業、NPO法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、事業協同組合等、または事業を適切に運営できる団体や個人事業主であること。
- (2) 設立後10年以内であること（平成15年4月1日以降に起業）。

※分割・合併による新会社の設立や事業内容に変更を生じない法人形態の変更の場合は、設立となりません。

(3) 本社及び事業所の所在地

- ① 本社が起業時から長崎県内に所在し、現在、島原市内に本社または、支社（支店）があること。（今後、島原市内に本社、支店等の事業所登記を行う場合を含む）
- ② 事業所が複数ある場合は、概ね半数以上が長崎県内にあること。

(4) 島原市競争入札参加資格（業務委託）を有すること。

※入札参加資格を有していない場合は、入札参加申込をしていただくことになります。

(5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。

(6) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表をいう）が島原市暴力団排除条例第2項第2号に規定する暴力団員でないこと。

(7) 委託事業を的確に遂行するに足る能力を有すること。

- ① 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係書類を整備していること。
- ② 労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿を整備していること。

(8) 社会保険・雇用保険等の保険に加入している事業所であること。（適用外事業所を除く）

(9) 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

4 対象経費

(1) 人件費

- ① 賃金
- ② 通勤手当等の諸手当（社内規定等で支給が義務付けられているもの）
- ③ 社会保険料（健康保険料、雇用保険料、労災保険料等）の事業主負担分
- ④ ①～③に係る消費税

(2) その他の経費

- ① 機械・機器のレンタル料・リース料
※1万円以上の物品はレンタル・リースで計上すること。
- ② 事務所等の賃借料
- ③ 事業実施に必要な消耗品、原材料費、印刷製本費、水光熱費、通信費、燃料費等
- ④ 公認会計士、税理士、社会保険労務士に係る費用

(3) 対象とならない経費

- ① 国、県、市などの行政機関の補助金や助成金、奨励金等により受けている同一対象範囲の経費
- ② 土地、建物、施設、設備を取得するための経費
- ③ 建物や施設、設備の改修、修繕、移設するための経費

④ その他、委託事業との関連性が認められない経費

(4) 消費税の取扱いについて

委託事業は、原則として事業経費全体が消費税の課税対象となります。事業計画書及び経費見積書の事業額欄には、事業経費全体に消費税を含めた事業額を記載してください。ただし、消費税法上の免税事業者に該当する場合は、人件費に消費税を含めないでください。

5 新規雇用失業者の雇用

(1) 募集について

広く募集の公開を図る必要があるため、ハローワークへ求人申込みを行うこと。

(2) 失業者であることの確認

雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることが証明できる書類等で、失業者であるか否かの確認を行うこと。

※面接時点では在職中であっても、採用時点で前職を確実に離職することが見込まれる場合は、失業者として取り扱うことができます。

(3) 対象となる失業者

ふるさと雇用特別再生基金事業、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業に従事していた方も対象となります。

また、雇用期間は通算しませんので、新たに1年以内の雇用ができます。

(4) 面接（採用選考）について

① 直前まで雇用関係にあった者や親族など、失業者と認められない者を採用しないこと。

② 面接にあたっては、複数人で行い、面接内容が確認できる書類（評価票等）を作成すること。

6 事業の実施期間

事業採択後、市と委託業者間で、委託契約を締結した日から平成26年3月31日まで。

※ただし、平成26年度については、予算の範囲内で継続して事業実施することができます。（最長1年間）

7 応募方法

(1) 募集期間

平成25年12月11日（水）から平成26年1月14日（火）まで

(2) 応募方法及び提出先

下記(3)提出書類を島原市産業振興部産業政策グループ商工振興班(有明庁舎1階)に直接持参するか、郵送で提出してください。

※ファックス又は電子メールでの応募は受け付けておりません。

(3) 提出書類

- ① 提出書類等チェックリスト
- ② 企画提案書(様式1)
- ③ 事業計画書(様式2)
- ④ 経費見積書(様式3)
- ⑤ 誓約書兼承諾書(様式4)
- ⑥ 事業スキーム図、フロー図(任意様式)
- ⑦ 市税、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書
- ⑧ 会社概要(パンフレット等事業内容がわかるもの)
- ⑨ 直近の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、または収支計算書
- ⑩ 法人:登記簿謄本(履歴事項全部証明書)及び定款の写し
団体:団体規約の写し(名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額等がわかるもの)
個人:開廃業等届出書の写し
- ⑪ その他必要とする書類

(4) 提出部数

1部

(5) 留意事項

- ① 提出書類は、返却いたしません。
- ② 応募に要する費用は、応募者の負担とします。

8 審査方法及び選考基準

(1) 審査方法

- ① 提出された事業内容について、審査を行い、予算の範囲内で採否を決定します。
- ② 審査にあたっては、有識者からの意見を聴取します。

(2) 選考基準

- ① 応募資格を満たしているか。
- ② 事業の要件を満たした計画となっているか。
- ③ 事業テーマと合致しているか。
- ④ 地域に根ざした事業であるか。
- ⑤ 委託事業終了後に事業及び雇用が継続できる計画であるか。
- ⑥ 委託先が将来、地域の雇用の受け皿となり得る企業であるか。

(3) 予算額

47, 490千円

※予算の範囲内であれば、事業費の上限・下限はありませんが、新規雇用失業者の人件費割合が2分の1以上である必要があります。

※複数の事業を採択する予定ですので、採択事業数により事業費の調整を行う場合があります。

(4) スケジュール

- ① 平成26年1月14日(火) 募集締切
- ② 平成26年2月初旬 書類審査及び採択
- ③ 平成26年2月中 委託契約
- ④ 平成26年2月中 事業(雇用)開始

※最短で事業開始する場合のスケジュールです。委託先の状況等により事業開始が遅れる場合があります。

9 委託契約の締結

(1) 委託契約締結前に、市と委託業者間で協議を行い、企画内容や雇用人数、経費等について調整をする場合があります。

(2) 起業支援型雇用創造事業の委託契約は、「概算契約」で締結します。

「概算契約」とは、事業に流動的な要素があり、契約締結時に委託料が確定せず、契約額を概算とする契約方法です。そのため、年度末及び事業終了時に実績に基づいた「精算」を行います。

(3) 委託事業によって生じた収入が、追加経費(委託契約金額以上に追加した事業費や事業企業・団体等が別途負担した経費)を上回る場合は、委託事業の運営に当ていただき、その上で、残額が生じた場合は、市に返還していただきます。

※ただし、委託業者の自助努力により、委託事業終了後も事業を継続し、新規雇用する失業者の1/2以上を継続して雇用する場合は、委託事業最終年度の収入の返金は免除します。

(4) 委託料の支払いは、原則として概算契約金額を分割して支払います。契約締結前に協議を行い、分割方法を決定します。

10 正規雇用に伴う一時金の支給

委託事業終了後に、委託業者が新規雇用した失業者を正規労働者として継続雇用する場合には、1人当たり30万円の一時金を委託業者へ支給します。手続きについては、市から改めてご説明します。

11 事業報告

委託業者は、事業の完了後に次の書類を提出いただくことになります。

- (1) 実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 新規雇用者の募集関係書類（ハローワークへの求人申込等の写し等）
- (4) 失業者であることを確認した書類（雇用保険受給資格者証、廃業届け、履歴書等の写し）
- (5) その他必要書類（人件費及び事業費関係の支出証拠書類の写し、出勤簿、新規雇用者の業務内容を記載した書類の写し、事業内容が分かる写真など）

1.2 留意事項

- (1) 他に行っている事業と明確に区分した経理処理等が必要ですが、
また、会計帳簿等の帳簿類は事業終了後10年間の保管が必要です。
新規雇用した失業者への給与等の支払いや社会保険の加入、それらに関する事務手続きを行うとともに、貸金台帳などの会計関係帳簿、労働関係帳簿、その他必要な書類の管理を行うなど、関係法令を遵守し、責任を持って労務管理を行ってください。
- (2) 国の交付金を活用した事業のため、会計検査院の实地検査等の対象となる場合があります。
- (3) 委託事業の適正を期するために必要があるときは、委託事業実施中及び事業終了後に受託事業者に対し報告を求め、又は職員が事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件の確認等を行う場合があります。
- (4) 当該委託事業に係る国（労働局等）の雇用関係助成金等との併給はできません。
- (5) 経費見積書（様式3）内の経費等の金額については、市場価格等により精査し、適正な金額となるよう調整することもあります。
- (6) 委託事業の実施に当たっては、契約書及び仕様書に従うとともに、定期的に事業の進捗状況を市に報告していただくこととなります。
また、事業の受託により得られた情報等については、委託事業終了後においても守秘義務があります。
- (7) 応募書類に虚偽の記載をするなど、不正行為のあった応募者については、審査や契約の対象としません。
また、契約締結後に不正行為が明らかになった場合は、契約を解除するとともに、既に概算払いを受けた委託料がある場合には、全額返還とします。
- (8) 応募後、委託事業者選定までの間に、本募集要項「3 応募資格」を満たさなくなった場合は、企画提案書は無効となります。
- (9) 本事業の取り組み状況や成果については、ホームページや広報誌で公開する場合があります。